

諮詢序：北九州市教育委員会

諮詢日：令和 7 年 3 月 11 日（諮詢第 85 号）

答申日：令和 7 年 11 月 28 日（答申第 85 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

北九州市教育委員会が行った一部不開示決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

令和 6 年 8 月 27 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った「○○の発達障害及び学習に関する相談・面談等の記録全て（○○在学時）及び○○の不登校に関する相談・面談等の記録全て（2023 年 9 月～現在 2024 年 8 月 27 日）」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、令和 6 年 10 月 3 日付け北九教学徒第 321 号により北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った保有個人情報一部開示決定処分のうち、「長期欠席に関する実態調査（令和 5 年度、令和 6 年度）」の非開示部分について、それを取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

(1) 教育委員会より「長期欠席に関する実態調査（令和 5 年度、令和 6 年度）」について、一部開示決定処分を受けた。教育委員会はその理由を「保護者の見解と学校側の見解に乖離があるなど、公開することによって両者の関係性に支障が生じる恐れがあるため」としている。しかしながら、保護者が伝える所と異なる理由を挙げる事自体に問題が有り、それによってすでに関係性は悪く、信頼は損なわれている。以上の点から、本件処分の非開示部分について処分の取り消しを求める。

(2) 「長期欠席実態調査」の不登校理由に「保護者の伝える所と異なる理由を挙げる事」は違法である。

保護者は「不登校の理由」を「部活顧問の通常の指導の範疇を超える怒鳴りつけ等の不適切指導により心身症を発症しており、これまで耐えていたクラスメイトおよび○○部員からの嫌がらせ・酷いいじり・からかい・マウンティングに耐えられなくなったもの」と、○○学校と教育委員会生徒指導課にこれまで 1 年以

上継続的に何度も助けを求める、あるいは考え方を正してくれと伝え続けてきている。

保護者の申し出は、総合すると、「部活顧問とクラスメイトから受けたいじめ・不適切指導等により、当該生徒の心身に起き上がれなくなるほどの苦痛・病状が生じ、学校に行けなくなっている」である。

(3) いじめの定義は平成 25 年の改定から「『いじめ』とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）』であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定められているため、〇〇学校は保護者の申し出はこれに該当するとせねばならなかった。

これにより、処分庁の主張する「学校側の見解と保護者側の見解に乖離が生じることは当然あり得る」は否定される。当家の〇〇の申し出である「心身の苦痛」は、何人にも否定することはできないし、ここに認識の「乖離」を生じさせては「いじめ防止対策推進法」など、対策のすべてが成立しないからである。

(4) 処分庁の主張する「生徒が抱える問題解決のためには、保護者と連携した対応が不可欠である。」については、一般論としては正しいのだが、〇〇学校と教育委員会生徒指導課は「保護者との連携」をこれまでしたとは言えない状況であるため、これを非開示の理由として主張することはできない。

(5) 不登校の理由についての保護者の再三の申し立てを知る教育委員会生徒指導課は、「長期欠席に関する実態調査」の不開示部分に「保護者と見解の相違がある」ことを知った時点で「当該事務が適正に遂行されていない」と見做し、乖離部分の修正、それを行うための「〇〇学校への『いじめの定義』の指導を行わねばならないと考えるべきであり、保護者の不開示に対する異議申し立て・審査請求も法に照らせばもっともであると自らの不明に気づかねばならない。」ところである。

(6) 〇〇学校は保護者の申し出た不登校理由を言のとおりに認識せず、法や生徒指導提要をはじめとする各種規定・ガイドラインを守らないまま 1 年以上無視し続けた。保護者の意見を一切聞かないことを「学校の見解は、保護者の意見のみで形成するものではない」と表現することは詭弁である。

(7) 学校の設置者である処分庁の教育委員会生徒指導課は、保護者からの相談を受けた時点で正しく「いじめの定義」を示し、〇〇学校の誤認識を改めさせ、順法な対応をするよう指導する立場であった。

にもかかわらず、処分庁は、〇〇学校の誤った認識を支持し、それをそのまま保護者に伝えるという二次加害に加担し、保護者の再三の依頼を受け容れず、〇

○学校への指導を行わなかったし、学校の設置者として自ら必要な調査を行うことができたにもかかわらず、それを行うことはなかった。

(8) 以上の理由を以て、不開示理由そのものが違法であるという論拠にて、不開示部分の開示を求める。

### 第3 処分庁の主張

#### 1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

(1) 本件審査請求の争点は、長期欠席実態調査（令和5年度、令和6年度）の一部を非開示とした理由が妥当であるか否かの点にあるが、次の理由で、本件処分は正当である。

(2) 長期欠席実態調査は、学校が教育委員会へ提出する地方公共団体の内部における審議・検討等に要する情報の一部であり、提出時点で学校側が認識している本人の不登校の要因や継続理由を記載したものである。

学校の見解は、保護者の意見のみで形成するものではないため、学校側の見解と保護者側の見解に乖離が生じることは当然あり得る。よって、「保護者が伝えられる所と異なる理由を挙げる事自体に問題がある」とは言えない。

(3) 「それによってすでに関係性は悪く、信頼は損なわれている。」という訴えであるが、生徒が抱える課題解消のためには、保護者と連携した対応が不可欠である。学校側と保護者側の見解の乖離部分を開示することにより、両者の関係性に支障が生じ、連携が妨げられ、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、乖離部分を不開示とした。

(4) 長期欠席に関する実態調査は、生徒指導提要に基づき、校内で情報を共有し共通理解のもとで支援に取り組むため、学校が児童生徒の状況を把握する目的で実施しているものである。

学校は月末時点での状況を調査票に記入し、北九州市教育委員会に提出する。教育委員会は、その内容をもとに個別支援の実施状況を確認している。

なお、調査票の記載内容は、児童生徒本人や保護者の見解のみに基づくものではなく、教員、友人、S C、S S Wなどの専門職、関係機関の意見を含め、学校が把握している情報を総合的に判断した上で、最も適切と思われる項目を選定している。そのため、保護者の主張や認識とは異なる内容となることはあり得る。

#### 2 結論

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 7 年 3 月 11 日 諮問の受付
- ② 令和 7 年 6 月 23 日 審議
- ③ 令和 7 年 8 月 1 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 7 年 9 月 9 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 7 年 10 月 6 日 審議
- ⑥ 令和 7 年 11 月 20 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

### 1 関係する法令について

#### (1) 法第 78 条柱書について

法第 78 条柱書は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

#### (2) 法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人情報）について

法第 78 条第 1 項第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。ただし、次に掲げる情報を除くとして、同号イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、同号ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が規定されている。

#### (3) 法律第 78 条第 1 項第 7 号（事務・事業情報）について

法律第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することによ

り、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

2 本件保有個人情報の不開示部分の法第 78 条第 1 項第 2 号の該当性について  
処分庁が、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するとして不開示とした部分は、「アンケート」に記載された「児童名のメモ」、「○○教育支援室通所記録」、「○○教育支援室相談メモ」、「不登校状況メモ」、「学年報告メモ」、「連絡記録」、「○年○組相談メモ」、「スクールソーシャルワーカー経過報告」、「不登校状況メモ」に記載された「相談者及び相談内容」、「スクールソーシャルワーカー日誌」に記載された「相談者及び応対記録」、及び「不登校状況メモ」に記載された「差出人及び相談内容」である。

これらは開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 本件保有個人情報の不開示部分の法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

(1) 長期欠席実態調査について

長期欠席実態調査は、学校が教育委員会へ提出する地方公共団体の内部における審議・検討等に要する情報の一部であり、提出時点で学校側が認識している本人の不登校の要因や継続理由を記載したものである。

長期欠席に関する実態調査の不開示部分には、不登校が継続している理由についての学校側の所見が記載されていることが確認される。

長期欠席に関する実態調査は、児童生徒の問題行動等の諸課題について、処分庁が実態を把握し、当該問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を行っていくに当たっての重要な情報である。

不登校継続の理由についての学校側の所見が開示されることが前提となれば、学校側が率直な所見を記載することを躊躇することが考えられ、児童生徒の長期欠席の実態調査という事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本不開示情報は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当することから、不開示とすることが相当である。

(2) 教育支援室相談メモについて

処分庁が、上記(1)を除き、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして不開示とした部分は、「○○教育支援室相談メモ」と「○○教育支援室相談メモ」に記載されている「担当者の所感」に関する情報であるが、この担当者の所感については、当該情報を開示することにより、教育支援室の担当者が率直な意見を記載することを躊躇するようになり、相談業務の適正な遂行に支障が生じる蓋然性が高いといえる。

そのため、同号を理由とした不開示部分は、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

当審査会は、個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、審査庁から諮詢を受けて事案の調査審議を行った上で答申を行うこととされており、ここでいう具体的な審議内容は、保有個人情報の開示又は不開示の適否についてである。

審査請求人は、「長期欠席に関する実態調査の不登校の要因、不登校が継続している理由に関し、処分庁の見解と審査請求人の見解は乖離しないことや、不登校の要因がいじめであること等」を主張しているが、このような主張に係る認定については、当審査会の審議対象ではないことを申し添える。

#### 5 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

#### 北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子